

○法務省告示第百九十一号

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十三号）の施行に伴い、平成十七年法務省告示第四百八十三号（構造改革特別区域法第十一条第一項の法務大臣が定める要件）及び平成十七年法務省告示第四百八十四号（構造改革特別区域法第十一条第一項第七号の法務大臣が定める方法）は、廃止する。

平成二十一年五月一日

法務大臣 森 英介

附 則

（施行期日）

1 この告示は、構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条第一項第七号の規定に基づく法務大臣が定める方法については、この告示による廃止前の平成十七年法務省告示第四百八十四号の規定は、この

告示の施行後も、なおその効力を有する。